陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　２０５　号
件　　名	新潟市は個人情報を適正に運用するよう求めることについて
要　　旨	私が、無料法律相談で相談した情報が市の組織の中で情報共有され、しかもその内容が事実と違う内容であった。地方公務員法第34条第１項並びに名誉毀損に抵触するおそれがある。 地方公務員法第34条（秘密を守る義務）第１項、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とすると規定されている。 そもそも相談内容を問い合わせることが不適切である。相談内容の事実（真実）を確認せず、市の組織内で情報を共有することも問題である。 さらに、相談内容を公にする行為は、問題がある。「訴訟する。」「弁護依頼をする。」等は、全く言っていなく、事実に反している。私は、「訴訟するつもりは、全くない。」と公言し、説明を求めていたが、きちんとした説明がなかった。 以上のことから、次のことを求め陳情いたします。 記 １　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 ２　無料法律相談の運用を適正に行うこと。
付託 年月日 委員会	令和４年12月５日　第１項・第２項　市民厚生常任委員会
受　　理	令和４年11月21日　第408号